

ホーム > 報道発表資料 > 令和7年資金決済法改正に係る政令の公布及びパブリックコメントの結果等について

ポスト

令和8年5月22日  
金融庁

## 令和7年資金決済法改正に係る政令の公布及びパブリックコメントの結果等について

### 1. パブリックコメントの結果

金融庁では、[「資金決済に関する法律の一部を改正する法律」\(令和7年法律第66号、以下「改正法」という。\)](#)に係る政令・内閣府令(案)等(令和7年12月16日(火曜)から令和8年1月19日(月曜)にかけて公表)及び告示(案)等(令和8年1月26日(月曜)から同年2月27日(金曜)にかけて公表)につきまして、広く意見の募集を行いました。

#### 主な改正等の内容

##### 1. 電子決済手段・暗号資産に係る規定の整備

- ▶ 電子決済手段等取引業者及び暗号資産交換業者に対して国内保有を命じることができる資産の具体的な範囲を定める。
- ▶ 特定信託受益権の裏付け資産につき、一定の国債及び中途解約が認められる定期預貯金による運用を認めるにあたり、運用対象資産や上限組入比率、元本毀損防止に係る具体的な要件等を定める。
- ▶ 改正法により新たに創設した電子決済手段・暗号資産サービス仲介業について、登録申請書の記載事項及び添付書類、利用者に対して明示、説明及び情報提供する事項、一定の禁止行為、その他の利用者保護措置、帳簿書類の内容等を定める。

##### 2. 資金移動業に係る規定の整備

- ▶ 国境を跨いで行う収納代行のうち、為替取引規制の適用を除外する類型を定める。
- ▶ 改正法による新たな資産保全方法(履行保証人債務引受契約、履行保証人保証契約及び履行保証金弁済信託契約)に関して、契約を締結できる履行保証人適格者の範囲、契約の内容等を定める。
- ▶ 第一種資金移動業者が、保全すべき利用者資金の全額につき改正法による新たな保全方法により保全を行い、かつ、早期確実な弁済体制を備えている場合にあっては、二月を超えない期間において為替取引に関する債務を負担することができること等を定める。

##### 3. 銀行及び保険会社並びにその子会社等に係る規定の整備

- ▶ 電子決済手段・暗号資産サービス仲介業に係る業務のうち、銀行及び保険会社並びにその子会社等が行うことのできる範囲を定める。

##### 4. その他所要の改正

その結果、62の個人及び団体より259件のコメントをいただきました。ご検討いただいた皆様におかれましては、ご協力いただきありがとうございます。このほか、本件とは直接関係しないご意見もお寄せいただきましたが、これらにつきましては、今後の金融行政の参考とさせていただきます。

お寄せいただいたコメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方は[別紙1～別紙6](#)をご覧ください。改正法の施行に伴う関係政令・内閣府令等の具体的な改正の内容については、[別紙7～別紙33](#)をご参照ください。

#### 相談・手続・採用情報

##### ▶ 各種窓口のご案内

- ▶ 金融サービス利用者相談室
- ▶ 金融行政モニター

##### ▶ 情報公開等

##### ▶ パブリックコメント

##### ▶ 申請・届出・照会

- ▶ オンライン行政手続

##### ▶ 入札公告等

##### ▶ 採用情報

金融庁の行政相談においては、[「業務の範囲や程度を明らかに超える苦情相談」への対応](#)について方針を定めています。

#### 📶 新着情報配信サービス

#### 🔍 金融事業者一括検索機能

#### 💬 金融庁チャットボット (よくある質問)

#### ▶ 金融庁ソーシャルメディア アカウント

#### ▶ 関連リンク

#### 🏢 金融庁金融研究センター

#### 📊 SESU 証券取引等監視委員会

#### 🏢 CPAA08 公認会計士・監査審査会

なお、別紙7の一部、別紙9の一部、別紙11、別紙12、別紙19～別紙22の一部、別紙33については、行政手続法第39条第4項第8号に定める「軽微な変更」に該当することから、同法に定める意見公募手続（パブリックコメント）は実施しておりません。

## 2. 政令及び内閣府令等の公布

本件に係る政令は、令和8年5月19日（火曜）に閣議決定、本日公布されており、本件に係る内閣府令等も本日公布されております。

## 3. 施行日等

改正法の施行日は、「公布の日（令和7年6月13日）から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日」とされており、具体的には、令和8年6月1日（月曜）です。（一部公布日施行。改正法の施行日を定める政令についても、令和8年5月19日（火曜）に閣議決定、本日公布されております。）

本件の政令及び内閣府令等についても、事務ガイドライン等と合わせて、令和8年6月1日（月曜）から施行・適用されます。

【コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方】

（別紙1）  [電子決済手段等取引業者及び暗号資産交換業者に対する資産の国内保有命令関係](#)

（別紙2）  [特定信託受益権の裏付け資産関係](#)

（別紙3）  [電子決済手段・暗号資産サービス仲介業関係](#)

（別紙4）  [クロスボーダー収納代行（国境を跨ぐ収納代行）関係](#)

（別紙5）  [資金移動業者に係る資産保全方法の多様化関係](#)

（別紙6）  [第一種資金移動業者に係る「厳格な滞留規制」の緩和関係](#)

【政令】

（別紙7）  [資金決済に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令](#)

【内閣府令等】

（別紙8）  [電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者に関する内閣府令【新設】](#)

（別紙9）  [資金移動業者に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令](#)

（別紙10）  [資金移動業履行保証金規則の一部を改正する命令](#)

（別紙11）  [商品投資契約に基づいて出資された財産の分別管理に関する命令の一部を改正する命令](#)

（別紙12）  [為替取引分析業者に関する命令の一部を改正する命令](#)


（別紙13）  [経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令](#)


（別紙14）  [農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令](#)


（別紙15）  [労働金庫法施行規則の一部を改正する命令](#)


【告示】


（別紙16）  [資金移動業者に関する内閣府令第一条の三第一項第五号イに基づき登録商標を定める件【新設】](#)

（別紙17）  [資金移動業者に関する内閣府令第二十一条の十三第七号イの規定に基づき金融庁長官の指定する債券を定める件【新設】](#)

（別紙18）  [資金移動業者に関する内閣府令第三十一条第六号ロ及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第二十二條第十項第四号の規定に基づき特定信託受益権に係る信託財産の一部の運用に当たっての債券の基準を定める件【新設】](#)

（別紙19）  [銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する件](#)

（別紙20）  [農林中央金庫法の施行に関し定める件等の一部を改正する件](#)

（別紙21）  [労働金庫及び労働金庫連合会が業務の代理又は媒介を行うことができる者を定める件等の一部を改正する件](#)

（別紙22）  [株式会社商工組合中央金庫法の施行に関する告示等の一部を改正する件](#)

【事務ガイドライン等】

- (別紙23) [事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 18.電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者関係）（新設）](#)
- (別紙24) [事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 14.資金移動業者関係）の一部改正（新旧対照表）](#)
- (別紙25) [事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 16.暗号資産交換業者関係）の一部改正（新旧対照表）](#)
- (別紙26) [事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 17.電子決済手段等取引業者関係）の一部改正（新旧対照表）](#)
- (別紙27) [主要行等向けの総合的な監督指針の一部改正（新旧対照表）](#)
- (別紙28) [中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針の一部改正（新旧対照表）](#)
- (別紙29) [系統金融機関向けの総合的な監督指針の一部改正（新旧対照表）](#)
- (別紙30) [漁協系統信用事業における総合的な監督指針の一部改正（新旧対照表）](#)
- (別紙31) [保険会社向けの総合的な監督指針の一部改正（新旧対照表）](#)
- (別紙32) [特定有価証券の内容等の開示に関する留意事項について（特定有価証券開示ガイドライン）の一部改正（新旧対照表）](#)
- (別紙33) [為替取引分析業者向けの総合的な監督指針の一部改正（新旧対照表）](#)

## 問合せ先

### ▶ 電話受付

受付時間：平日10時00分～17時00分

電話番号：0570-016811（IP電話からは03-5251-6811）

### ▶ ウェブサイト受付

（注）金融行政等に関する一般的なご質問等は金融サービス利用者相談室で承ります。

## 所管

### 企画市場局総務課 信用制度参事官室（庁内用2758、3985）


※本件に関する庁内の担当部局は多岐にわたることから、御意見・お問い合わせの内容に応じて、上記の所管のほか、各担当部局から対応させていただくことがあります。

## サイトマップ

### ▶ 金融庁について

- ▶ 組織
  - ▶ 大臣・副大臣・事務官
  - ▶ 金融庁の概要
  - ▶ 金融庁の改革
  - ▶ 所管の法人
  - ▶ 予算・決算
  - ▶ 政策評価
  - ▶ 採用情報

### ▶ 報道・広報

- ▶ 報道対応
  - ▶ 報道発表資料
  - ▶ 記者会見
  - ▶ 大臣談話等
  - ▶ 広報活動
  - ▶ アクセスFSA（広報誌）
  - ▶ 白書・年次報告
  - ▶ 職員による講演等
  - ▶ 職員による寄稿等 
  - ▶ 利用者の方へ
  - ▶ 注意喚起情報

### ▶ 政策・審議会

- ▶ 基本方針等
  - ▶ 金融行政方針
  - ▶ 政府方針における金融庁関連の施策
  - ▶ 政策テーマ・施策
  - ▶ 政策テーマ等一覧（金融行政方針との関連）
  - ▶ 政策テーマ等一覧（全体）
- ▶ 審議会・研究会等
  - ▶ 審議会・研究会等一覧
  - ▶ 研究・調査


### ▶ 法令・指針等

- ▶ 所管法令等
- ▶ 検査・監督の基本方針等
  - ▶ 基本方針・ディスカッションペーパー一覧
- ▶ 監督指針・事務ガイドライン
  - ▶ 監督指針一覧
  - ▶ 事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係）一覧
- ▶ 告示・ガイドライン・Q&A等

### ▶ 金融機関情報

- ▶ 全金融機関共通
- ▶ 預金取扱金融機関（銀行等）関連
- ▶ 保険会社関連
- ▶ 金融商品取引業者等関連
- ▶ 金融会社関連

### ▶ 国際関係情報

- ▶ 国際関係の取組み
- ▶ 国際金融センター 
- ▶ 金融庁グローバル金融連携センター（GLOPAC）
- ▶ 監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）事務局への活動支援
- ▶ 国際基準設定主体等の公表資料等
- ▶ 金融安定理事会（FSB）

### ▶ アクセスFSA（広報誌）

- ▶ [業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点](#)
- ▶ [よく閲覧されているページ](#)

- ▶ [金融研究センター](#)



- ▶ [告示・ガイドライン・Q & A・法令解釈事例集一覧](#)
- ▶ [金融上の行政処分等](#)

- ▶ [バーゼル銀行監督委員会 \(BCBS\)](#)
- ▶ [保険監督者国際機構 \(IAIS\)](#)
- ▶ [証券監督者国際機構 \(IOSCO\)](#)
- ▶ [金融活動作業部会 \(FATF\)](#)
- ▶ [その他](#)

[▲ ページの先頭に戻る](#)

[利用規約・免責事項/著作権](#) | [プライバシーポリシー](#) | [ウェブアクセシビリティ](#) | [アクセス](#) | [御意見・問い合わせ](#) | [各種情報検索サービス \(EDINET等\)](#) | [関連リンク](#)

金融庁/Financial Services Agency, The Japanese Government (法人番号6000012010023)  
Copyright(C) 2017 金融庁 All Rights Reserved.

〒100-8967 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館  
電話番号：03-3506-6000